

緊急事態宣言に伴う保育所等の対応について（報告）

令和2年4月7日、本市が「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態措置を実施すべき区域に指定されたことを受け、保育所（園）、地域型保育事業者、放課後児童クラブ、私立幼稚園及び各施設を利用する保護者に対し、感染拡大防止のため、下記のとおり、家庭での保育を依頼した。

1. 保育所（園）、地域型保育事業者等

<依頼内容>

保育の規模を縮小するため、預かる対象の家庭を下記のとおりとする。

- ・医療従事者
- ・社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者
- ・ひとり親家庭などで保護者が仕事を休むことが困難な場合
など、どうしても家庭での保育が困難な場合に限り受け入れる。

<保育料について>

期間中に登園を自粛した場合の保育料については日割り計算し、後日還付する。

2. 放課後児童クラブ

<依頼内容>

項目1と同じ

<保護者負担金について>

期間中の保護者負担金については日割り計算で減免することを検討中。

3. 私立幼稚園

<依頼内容>

預かり保育について、項目1と同じ

<保育料について>

変更なし（従前より無償化の対象）

4. 期間

令和2年4月8日～令和2年5月6日

5. 保育園の臨時休園及び再開について

4月12日（日）、市内認可保育所（民間）の入所児童の保護者が新型コロナウイルスに感染したことが判明した。当該児童を送迎していたことも判明したため、翌日、保育園を臨時休園し、保健所指導の下、園舎の消毒を実施した。なお、14日（火）から再開し、園児の受け入れを行っている。

（1）対象施設

三郎丸保育園（北九州市小倉北区三郎丸二丁目9番3号）

定員90名〔設置運営法人：社会福祉法人 足立さくら会（民設民営）〕

（2）感染者の情報

園児の保護者

- ・令和2年4月7日（火）に送迎のため来園したのが最後
- ・入所児童である子は、PCR検査の結果、陰性であった

（3）臨時休園日

令和2年4月13日（月）終日

（4）その他

新たに、保護者による送迎時の注意喚起に関する文書を発出。